

策定年度 (策定年月日)	昭和 50 年度(東部地区)
	(昭和 50 年 3 月 27 日) 昭和 60 年度(西部地区) (昭和 60 年 12 月 14 日)
変更年度 (変更年月日)	昭和 54 年度 (昭和 54 年 8 月 24 日) 昭和 57 年度 (昭和 58 年 3 月 14 日) 平成元年度 (平成元年 11 月 9 日) 平成 18 年度 (平成 19 年 1 月 30 日) 平成 20 年度 (平成 20 年 6 月 17 日) 令和 4 年度 (令和 4 年 4 月 21 日)
計画期間	令和 4 年度～令和 8 年度

岡山県小田郡矢掛町
農村地域への産業の導入に関する実施計画書
(計画変更)

令和 4 年 4 月

岡山県小田郡矢掛町

目 次

前 文	1
第 1 産業導入地区の区域	2
1 産業導入地区的名称	2
2 産業導入地区的所在、地番、面積等	2
3 産業導入地区的区域の設定の考え方	3
4 産業導入地区的地目別面積	4
5 矢掛町の産業導入地区的現状	4
6 地域開発、土地利用計画諸法との関係	5
第 2 導入すべき産業の業種及び規模	9
1 導入すべき業種	9
2 選定理由	10
3 導入すべき産業の規模	12
第 3 導入される産業への農業従事者の就業の目標	13
第 4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標	14
1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み	14
2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み	15
3 認定農業者等の育成	16
第 5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項	18
1 過去に造成された工業団地等の活用可能性	18
2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項	18
第 6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項	22
1 施設の整備等	22
2 定住等及び地域間交流の条件の整備	23
第 7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項	24
1 労働力の需給の調整	24
2 農業従事者の産業への就業円滑化対策	24
第 8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項	25
1 農業生産基盤及び農業施設の整備	25
2 担い手の育成・確保	25
第 9 その他必要な事項	26
1 企業の撤退時のルール等について	26
2 実施計画のフォローアップについて	26
3 その他	28

添付図面

別紙－1	産業導入地区の所在、地番、面積等-----	29
別紙－2	農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況-----	31
別紙－3	主な立地企業の概要-----	33
別紙－4	立地条件表-----	34
別図－1－①	産業導入地区位置図	
別図－1－②	中団地拡張地区位置図	
別図－2	農業振興地域土地利用計画図	
別図－3	農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況図	
別図－4	主な立地企業の位置図	
別図－5	集成図写(東三成団地)	
別図－6	集成図写(東三成第2団地)	
別図－7	集成図写(中団地)	
別図－8	集成図写(本堀団地)	

(前 文)

矢掛町は、岡山県の南西部に位置し、西は井原市、南は笠岡市、浅口市及び倉敷市に、東は倉敷市及び総社市、北は井原市にそれぞれ接し、東西 12 km、南北 15 km、周囲 55 km、総面積は 90.62 km²となっており、高梁川水系の支流である小田川流域にひらけ、標高 15m から 505m の比較的ゆるやかな丘陵に囲まれた盆地をなしている。

道路は、町を縦貫する国道 486 号を中心に、県道の倉敷成羽線、矢掛寄島線、笠岡美星線、さらには町の北側を走る上高末総社線などによって基幹が形成され、東西方向の広域基幹道路を南北方向の道路がはしご状に結ぶ道路網となっており、山陽自動車道の笠岡、鴨方、玉島インターチェンジまでの所要時間は 20~30 分で交通の利便性に優れている。

公共交通機関は、町の中央を井原鉄道井原線が縦貫し、総社市、倉敷市、井原市、広島県福山市と結ばれており、バスは、民間 2 社による路線網が敷かれている。

気候は、瀬戸内式気候に属し、降水量が少なく、温暖で、降雪はまれであり、過ごしやすい気候となっている。

本町における農業は、米を中心とし、町産業の基盤として町政発展に寄与してきたところであるが、社会経済構造の変貌により、他産業との所得格差が顕著に現れている状況の中で、販売農家数に占める兼業農家数の割合は 74.8%（2015 年農林業センサス）と多くの農家が兼業農家となっており、しかも農業人口は高齢化が進むなか徐々に減少しており、農業労働力も大きく低下してきている。

こうした中、国では令和 2 年 12 月に「農林水産業・地域の活力創造プラン」を改訂し、政策の展開方向の中で、「国外の需要をさらに取り込むための農林水産物・食品の輸出促進」、「6 次産業化等の推進」、「農地中間管理機構の活用等による農業構造の改革と生産コストの削減」、「経営所得安定対策の見直し及び日本型直接支払制度の創設」、「農業の成長産業化に向けた農協・農業委員会等に関する改革の推進」、「更なる農業の競争力強化のための改革」、「人口減少社会における農山漁村の活性化」、「農業の生産基盤強化のための新たな政策展開」、「ポストコロナに向けた農林水産政策の強化」などを掲げ、これらの実現に向けた具体的な施策を推し進めている。本町においても、農林業振興に向けて、こうした国の施策を最大限生かすとともに、町独自の支援も織り交ぜながら、第 6 次矢掛町振興計画と、矢掛町農業振興地域整備計画書、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想に沿った農業・農村の振興策を総合的かつ計画的に推進していくこととしている。

一方、第 6 次矢掛町振興計画(後期基本計画)において、「新たな雇用の創出と歴史的・文化的資源等を活用した観光振興による賑わい創出」を標榜する本町においては、積極的に企業や工場の誘致を進め、新たな雇用機会を創出し、既存産業の活性化を図ることも今後の課題とされている。町内に安定的な優良企業が進出することで、第 2 次産業・第 3 次産業の活性化のみならず、不安定な兼業に従事している農業従事者や若年者にとって魅力ある就業機会を確保することができ、認定農業者をはじめとする担い手への農地の利用集積の促進にも繋がることから、産業導入地区の拡張に向けて積極的な対応を図ることとしたものである。

以上のことから、農村地域への産業の導入の促進等に関する法律第 5 条に基づき、平成 20 年 6 月に定めた実施計画を変更し、農業と産業との均衡ある発展を図るものとする。

この実施計画の計画期間は、令和 4 年 4 月から 5 か年間とし、令和 8 年度までに産業の導入の目標を達成する。

第1 産業導入地区の区域

1 産業導入地区的名称

産業導入地区的名称	団地の名称	備 考
東部地区	東三成団地	継続
	東三成第2団地	継続
	中団地	拡張
西部地区	本堀団地	継続

中団地を拡張する。

2 産業導入地区的所在、地番、面積等

・東三成団地

所在地:岡山県小田郡矢掛町東三成田ノ下805番1 外18筆 面積:20,846.00m²

・東三成第2団地

所在地:岡山県小田郡矢掛町東三成西谷1550番1 外4筆 面積:59,997.07m²

・中団地（変更前）

所在地:岡山県小田郡矢掛町中トイノロ715番3 外10筆 面積:50,736.94m²

・中団地（変更後）

所在地:岡山県小田郡矢掛町中トイノロ715番3 外34筆 面積:98,343.05m²

・本堀団地

所在地:岡山県小田郡矢掛町本堀日置626番地8 外11筆 面積:29,765.15m²

全体面積:208,951.27m²

中団地（変更後）の地番表明細は別紙-1、位置は別図-1のとおりである。

3 産業導入地区の区域の設定の考え方

(1) 繼続地区

継続地区としては、昭和 51 年に東三成団地、昭和 60 年に本堀団地、平成元年に中団地、平成 20 年に東三成第 2 団地をそれぞれ設定しており、全て導入済である。今回、中団地に立地している企業から、隣接地を確保したいとの要望があり、中団地を拡張する。

(2) 拡張地区(中団地)

①周辺地域を含む地域全体の産業等の立地動向

近年、町内企業においては、名水美人ファクトリー株式会社が「岡山第 3 工場」を新設、三協フロンテア株式会社による新岡山センター倉庫の操業などの動きが見られる。また、隣接する倉敷市でも、日清製粉株式会社による新製粉工場の建設、旭化成株式会社による結晶セルロース「セオラス」の国内で 2 力所目の工場の建設、テキスタイル物流株式会社によるアパレル e コマースの物流施設の建設など、立地・設備投資に向けて積極的な動きが見られる。

②市場への近接性

拡張地区は町内の中団地の隣接地に位置しており、国道 486 号等を介して、倉敷市や岡山市にも容易にアクセスできる。さらに、山陽自動車道、瀬戸中央自動車道及び中国横断自動車道岡山米子線を利用すれば、近畿、中国、四国地方の主要な都市も商圈に含めることができる。

③交通インフラの整備状況

拡張地区は町道中里山田線へ接道しており、町内の主要幹線である国道 486 号へのアクセスも容易である。また、山陽自動車道の鴨方 IC まで約 9km と交通利便性が高い。

④周囲の企業の立地動向

拡張地区的南側には、名水美人ファクトリー株式会社(食料品製造業)と戸田レーシング株式会社(輸送用機械器具製造業)の 2 社が新工場を整備中であり、当該地区は本町において産業の集積地となっている。

⑤町内で設定されている他の産業導入地区の区域における土地利用の状況

既存の産業導入地区はすべてが導入済みであり、拡張地区への導入企業の立地条件を満たすことができない。

4 産業導入地区の地目別面積

(現況地目別)

(単位 : m²)

団地名	農地等					宅地・その他					合計		
	田	畑			採草放牧地	計	宅地	うち施設用地等	山林	原野	その他		
		普通畑	樹園地	草地									
東三成						20,787.00			59.00			20,846.00	20,846.00
東三成 第2						59,159.07					838.00	59,997.07	59,997.07
中	45,523.00				45,523.00	50,736.94					2,083.11	52,820.05	98,343.05
本堀						20,064.15			740.00		8,961.00	29,765.15	29,765.15
計	45,523.00				45,523.00	150,747.16			799.00		11,882.11	163,428.27	208,951.27

(用途区分別)

(単位 : m²)

地区名	農地	採草放牧地	混牧林地	農業用施設用地	合計
中(拡張)	45,523.00	0	0	0	45,523.00

5 矢掛町の産業導入地区の現状

(単位 : m²)

区分	団地名	産業導入地区面積	導入産業操業面積	導入産業未操業面積	産業導入未決定面積	未造成面積			産業導入不可面積
						造成済面積	未造成面積	荒廃農地	
令和3年 (現状)	東三成	20,846	20,846	0	0	0	0	0	0
	東三成 第2	59,997	59,159	0	0	0	0	0	838
	中	50,737	50,737	0	0	0	0	0	0
	本堀	29,765	29,025	0	0	0	0	0	740

6 地域開発、土地利用計画諸法との関係

(1) 地域開発法等の指定

【東三成団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の促 進区域	10. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の重 点促進区域		

【東三成第2団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の促 進区域	10. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の重 点促進区域		

【中団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の促 進区域	10. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の重 点促進区域		

【本堀団地】

1. 首都圏整備法 (既成市街地等)	2. 近畿圏整備法 (既成都市区域等)	3. 中部圏開発整備法 (都市整備区域)	4. 北海道総合開発計 画
5. 振興山村指定地域	⑥. 農振地域	⑦. 過疎地域	⑧. 都市計画 (線引・非線引)
⑨. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の促 進区域	10. 岡山県地域未来投 資促進基本計画の重 点促進区域		

(2) 土地利用基本計画関係

【東三成団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

【東三成第2団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

【中団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

【本堀団地】

都市地域	農業地域	森林地域	自然公園地 域	自然保全 地 域	白地地域
①	②	3	4	5	6

※岡山県土地利用基本計画（平成29年12月）による

(3)都市計画関係

【東三成団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

【東三成第2団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

【中団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

【本堀団地】

(計画区分)

線引都市計画区域		非線引都市計画区域		準都市計画区域		都市計画 区域外	都市計画 無
市街化 区域	市街化 調整区域	用途 地域	用途 地域外	用途 地域	用途 地域外		
1	2	3	④	5	6	7	8

(4)その他

①都市計画区域及び用途地域の範囲及び指定年月日

本町全域が矢掛都市計画区域に指定されており、旧矢掛町、旧川面村、旧小田町の一部が用途地域に定められている。本地域は、用途地域外である。

指定年月日 昭和51年11月16日

②農地転用に関する調整の結果の状況

矢掛町農業委員会 令和3年11月6日協議にて調整済

中水利組合 令和3年11月6日協議にて調整済

③農業振興地域及び農用地区域の範囲及び設定年月日

農業振興地域 指定年月日：昭和47年9月1日

農業振興地域整備計画 策定年月日：昭和49年3月30日

農業振興地域面積：8,836ha

農用地区域面積：981.9ha（令和2年12月31日時点）

範囲：別図-2のとおり

④土地改良事業等の農業投資の区域及び農業用施設、道路、水路等の位置

別紙-2のとおり

中団地拡張地区には、「県営ほ場整備事業(平成3～9年度)」により区画整理が行われているが、すでに事業完了後8年以上を経過している。

⑤周辺における既存企業の立地状況

別紙-3及び別図-4のとおり

⑥開発許可を受ける見込み及びその日程

開発許可申請予定期：令和4年10月

開発許可予定期：令和5年3月

⑦立地条件表

別紙-4のとおり

第2 導入すべき産業の業種及び規模

令和8年度までに産業導入地区に導入すべき産業の業種及び規模は次のとおりとする。

1 導入すべき業種

【東三成団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	284 電子回路製造業

【東三成第2団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	18 プラスチック製品製造業	189 その他のプラスチック製品製造業
運輸業、郵便業	44 道路貨物運送業	441 一般貨物自動車運送業
	47 倉庫業	471 倉庫業（冷蔵倉庫業を除く）

【中団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
	22 鉄鋼業	225 鉄素形材製造業

【本堀団地】

大分類	中分類	小分類
製造業	14 パルプ・紙・紙加工品製造業	145 紙製容器製造業

2 選定理由

業種の選定にあたっては、必要な優良農地の確保及び地域農業の発展に資することを前提としつつ、農村地域の住民が永続的に居住できるよう、安定的な他の産業への就業機会を選択肢の1つとして創出する必要がある。については、常用雇用が期待される多くの業種の中で、地域農業をはじめとする既存産業との連携、あるいは地域資源の活用による販路拡大及び高付加価値化が見込まれる業種又は生産性や業界成長性が高く、将来に亘って雇用構造の高度化・多様化が見込まれる業種について、本町の施策方針との整合性を図ったうえで選定した。

(1) 安定した就業機会の確保

導入する全ての業種は、常用雇用者が常駐化する業種を選定するものとし、雇用創出効果が低い業種や、日雇いなど安定的な雇用が見込めない業種については、地域の実情を踏まえたうえで選定しないものとする。

(2) 雇用構造の高度化に資するもの

導入する全ての業種は、地域における労働力の効率的かつ適正な配分が円滑に行われるよう、業種間の配分・連携が可能となるものを優先するものとする。また、就業が円滑に行われるよう、地域住民の希望や能力に相応し、かつ所得の向上に資するものを優先的に導入するとともに、特に小規模経営農家、離農した者及び高齢農業者等が容易に就業し、継続できる業種の導入を積極的に選定するものとする。

(3) 公害の防止、自然環境の保全、生活環境の保全及び地域産業等との調和

産業導入地区に立地する企業は、公害防止及び環境保全に努めるとともに、工場敷地内には、緑地を設けることにより周辺環境との調和に努めることとする。

企業が立地する際には、関係法令を遵守し、事前に公害防止対策等を協議し、必要に応じて土壤汚染対策法に基づく届出や公害防止に関する協定の締結を行うこととする。

また、産業活動に伴い発生する廃棄物等の処理については、事業者処理責任の原則に立つて、その処理体制を整備し、適正に処理するものとする。

(4)立地ニーズや事業の実現見通し

産業導入地区への立地に関して問い合わせのあった企業1社との間で、事業の実現性等について協議した結果、事業実現に向けて具体的な見通しが立ったことから、ニーズが存するものと判断した。なお、各業種の選定理由と地域農業への影響については、以下に記載する。

パルプ・紙・紙加工品製造業(149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業)については、既存産業導入地区である中団地に工場があり、その隣接地である当該地は適地であり、さらに新設予定工場の規模と当該地の面積が合致しているため当地を選定した。また、当該地区が既設工場と隣接していることで生産の効率面、物流の面で優位性が高く、事業を行う上でメリットがあると判断した。また、製造工場の従業員の確保についても、近隣の農業従事者の雇用が見込まれることや、町内住宅地にも近接していることから安定的に従業員の確保をすることが期待できる。そして、従業員の定住化が進むことによって地域の活性化にも繋がることとなる。

3 導入すべき産業の規模

【東三成団地】

事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
	施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
1	20,846.00		20,846.00	521	221	742	25,599	-
計	20,846.00		20,846.00	521	221	742	25,599	-

【東三成第2団地】

事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
	施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
18 プラスチック製品製造業	m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
1	35,777.07		35,777.07	8	13	21	2,563.2	-
44 道路貨物運送業	11,682.20		11,682.20	6	10	16	-	16
47 倉庫業	11,699.80		11,699.80	29	43	72	-	37.8
計	3	59,159.07	838.00	59,997.07	43	66	109	2,563.2
								53.8

【中団地】

事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
	施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
1	91,905.69		91,905.69	177	197	374	12,080.2	-
22 鉄鋼業	4,354.25		4,354.25	18	29	47	5,019.6	-
計	2	96,259.94	2,083.11	98,343.05	195	226	421	17,099.8
								-

【本堀団地】

事業所数	計画面積			雇用期待従業員数			経済上の規模	
	施設用地等の面積	公共施設用地面積	計	男	女	計	製造品出荷額	売上額
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	m ²	m ²	m ²	人	人	人	百万円	百万円
1	29,025.15		29,025.15	67	14	81	2,616.3	-
計	1	29,025.15	740	29,765.15	67	14	81	2,616.3
								-

第3 導入される産業への農業従事者の就業の目標

導入される産業に、令和8年度までに就業する農業従事者(15歳以上の世帯員のうち、自営農業に従事した者。以下同じ。)は、次のとおりとする。

【東三成団地】

事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
	男	女	計	男	女	計
28 電子部品・デバイス・電子回路製造業	人 1	人 234	人 98	人 332	男 44.9	女 44.3
計	1	234	98	332	44.9	44.3
						44.7

【東三成第2団地】

事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
	男	女	計	男	女	計
18 プラスチック製品製造業	人 1	人 4	人 6	人 10	男 50.0	女 46.2
44 道路貨物運送業	1	4	4	8	66.7	40.0
47 倉庫業	1	14	22	36	48.3	51.2
計	3	22	32	54	51.2	48.5
						49.5

【中団地】

事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
	男	女	計	男	女	計
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	人 1	人 72	人 92	人 164	男 40.7	女 46.7
22 鉄鋼業	1	10	14	24	55.6	48.3
計	2	82	106	188	42.1	46.9
						44.7

【本堀団地】

事業所数	農業従事者の就業の目標			雇用期待従業員数に対する農業従事者の割合		
	男	女	計	男	女	計
14 パルプ・紙・紙加工品製造業	人 1	人 38	人 8	人 46	男 56.7	女 57.1
計	1	38	8	46	56.7	57.1
						56.8

第4 産業の導入と相まって促進すべき農業構造の改善に関する目標

産業の導入と相まって令和8年度までに促進すべき農業構造の改善に関する目標は、次のとおりとする。

1 農家人口、農業従事者、農業就業人口、基幹的農業従事者の現状・見込み

区分	農家人口	農業従事者	農業就業人口	基幹的農業従事者
平成27年度 (現状)	人 2,469	人 1,716	人 930	人 705
令和8年度 (見込み)	1,238	859	466	353

注：現状は農林業センサスより

(参考)

2015 農林業センサス等に用いる用語の解説

販売農家：経営耕地面積が30a以上又は調査期日前1年間における農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。

農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。

農業就業人口：自営農業に従事した世帯員（農業従事者）のうち、調査期日前1年間に自営農業のみに従事した者又は農業とそれ以外の仕事の両方に従事した者のうち、自営農業が主の者をいう。

基幹的農業従事者：農業就業人口（自営農業に主として従事した世帯員）のうち、ふだん仕事をとして主に自営農業に従事している者をいう。

2 認定農業者、認定新規就農者及び集落営農の現状・見込み

認定農業者、認定新規就農者及び集落営農(以下「認定農業者等」という。)の育成・確保にあたっては、以下の取組を実施する。

新たに農業を営もうとする青年等の確保に向けた取組としては、矢掛町担い手確保計画に基づき、県青年農業者等育成センターや岡山県井笠農業普及指導センター、晴れの国岡山農業協同組合、先進農家などと連携し、就農相談会等での就農情報（研修、空き家に関する情報等）の発信を行うとともに、就農希望者の受入れ環境の整備を行う。

新たに農業を営もうとする青年等の定着に向けた取組としては、本町が中心となり、晴れの国岡山農業協同組合、生産組合、農業委員、岡山県井笠農業普及指導センター、岡山県立青少年農林文化センター三徳園等と連携・協力して実践研修、経営・生活相談、技術指導等を行い、就農前後のフォローアップの状況等を共有しながら、当該青年等の営農状況を把握し、支援を効率的かつ適切に行うことができる仕組みをつくる。また、新規就農者が地域内で孤立することのないよう、本町が中心となり、実質化された人・農地プランの見直しの話合いや関係機関と相互連携を図りながら、地域農業の担い手として当該者を育成する体制を強化する。経営能力の向上に向けては、岡山県井笠農業普及指導センターや専門家を活用した研修会や経営分析、相談などにより、経営初期の経営力向上に向けた重点的な支援を実施する。さらに、青年等が就農する地域の人・農地プランとの整合に留意しつつ、本構想に基づく青年等就農計画の作成を促し、国の支援策や県の新規就農関連事業を効果的に活用しながら経営力を高め、確実な定着へと導く。加えて、青年等就農計画の達成が見込まれる者については、引き続き農業経営改善計画の策定を促し、認定農業者へと誘導する。

就農に向けた情報提供及び就農相談については岡山県青年農業者等育成センター、技術や経営ノウハウについての習得、就農後の営農指導等フォローアップについては岡山県井笠農業普及指導センター、晴れの国おかやま農業協同組合、生産組合等、農地の確保については矢掛町農業委員会、農地中間管理機構など、各組織が役割を分担しながら連携して進める。

区分	認定農業者	認定新規就農者	集落営農
令和3年度 (現状)	経営体 44	経営体 2	集落営農 5
令和8年度 (見込み)	60	5	8

注1：現状は令和3年9月現在

注2：集落営農組織は農事組合法人を指す

注3：矢掛町農業ビジョンより

3 認定農業者等の育成

(1)認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用の集積に関する計画

農地の利用集積を進めるにあたっては、農地中間管理事業の積極的な活用を図り、地域ごとの農地の利用の実態に配慮して、円滑な農地の面的集積を推進する。さらに、農地貸借による経営規模拡大と併せて、農作業受託による実質的な作業単位の拡大を促進することとして、晴れの国岡山農業協同組合と連携を密にして、農地貸借の促進と農作業受託の促進が一体となって、意欲的な農業経営の規模拡大に資するよう努める。具体的には、矢掛町農業委員会、晴れの国岡山農業協同組合、岡山県井笠農業普及指導センター、土地改良区等の関係機関及び関係団体と連携を図り、実質化された人・農地プランの見直しに係る話し合いを活用し、各地域における担い手の耕作エリアを地図に落とし込み、ゾーニングを図ることで、農地の集積・集約化を推進していく。また、規模拡大意向のある意欲的な農業者については、矢掛町農業委員会が主導となり、出し手と受け手のマッチングを推進し、農地中間管理事業及び利用権設定等事業を積極的に活用することで、担い手への農地集積率の増加を目指す。

(単位 : ha)

区分	農用地面積 ①	認定農業者等及び基本構想水準達成者への農用地の利用集積面積				認定農業者等及び基本構想水準達成者への利用集積率(%) ②/①
		所有面積	利用権設定	特定農作業受託	計 ②	
現状 (令和3年)	1,110	30.27	240.84	0	271.11	24.42
目標 (令和8年)	1,096	52.62	418.66	0	471.28	43.00

注1：①は矢掛農業振興地域整備計画より

注2：①以外は農地基本台帳より

(2)認定農業者等の経営規模

認定農業者等の経営規模については、晴れの国岡山農業協同組合、矢掛町農業委員会、岡山県井笠農業普及指導センター等の関係機関と連携を図りながら、認定農業者等又は今後認定を受けようとする農業者や生産組織等を対象に、経営診断の実施や先進的技術の導入支援等の生産方式や経営管理の合理化等を推進することにより、拡大を図る。

(単位：経営体(集落営農), a)

目標経営類型 (作目構成)	営農類型	認定農業者の数		経営規模 令和3年 現在
		令和3年 現在	令和3年 現在	
単一経営	①水稻	11		5,876
	②露地野菜	1		439
	③施設野菜	1		0
	④果樹	1		124
	⑤酪農	1		220
準単一複合経営	⑥水稻+雑穀・豆類・いも類	7		5,173
	⑦水稻+果実樹	2		247
	⑧水稻+その他	14		10,119
	⑨果実+その他	2		690
	⑩露地野菜+その他	2		93
複合経営		2		1,783

注：農業経営改善計画書から集計

(3)生産組織の育成

生産組織については、効率的な生産単位を形成する上で重要な位置付けを持っており、オペレーターの育成、受委託の促進を図ることにより地域及び農業の実態等に応じた生産組織を育成する。また、その経営の効率化を図り、体制が整ったものについては法人化形態への誘導を図る。

第5 産業の導入に伴う施設用地と農用地等との利用の調整に関する事項

1 過去に造成された工業団地等の活用可能性

(1)過去に造成された工業団地及びその周辺の活用可能性

既存の工業団地については、すでに完売している。

(2)再生利用が困難な荒廃農地等の活用の可能性

本町における荒廃農地(遊休農地)は全体で約 92.6ha (令和3年2月25日時点) となっているが、町域に散在しており、まとまった用地を確保することは困難である。

2 土地の農業上の利用との調整に関し必要な事項

(1)農用地区域外での開発を優先すること

①都市計画法における工業系用途地域及び工業系用途以外の用途地域について

矢掛都市計画区域内における用途地域面積は 150.0ha である。そのうち準工業地域は 13.0ha、工業地域は 6.0ha であり、工業系の用途地域は全体で 19.0ha となっている。準工業地域には町の浄水場のほか、北振バス株式会社矢掛旅行センターなどが立地しており、残る区域も既に民家等が点在し、まとまった用地の確保が難しい。また、工業地域の 6.0ha には富士ベークライト株式会社の本社・金型工場等が立地しており、残地がない状況にあり、まとまった用地の確保は困難である。

②農業振興地域以外の地域について

本町では総面積 9,062ha の約 97.5%にあたる 8,836ha が農業振興地域に指定されている。農業振興地域以外の地域としては、国有林の区域 76ha、都市計画区域の用途地域 150ha がある。本町は町域のほぼ全てが農業振興地域に指定されており、農業振興地域以外での開発は困難と考えられる。

③農業振興地域内の農用地区域以外の地域について

本町の農業振興地域の総面積のうち、令和2年12月31日時点での農用地区域外の土地は 7,854.1ha であり、その内訳は山林原野 5,766.1ha、道路・河川・宅地等 1,602.6ha、農用地区域外の農用地等 485.4ha である。山林原野については起伏が激しく、形状も不整形であるため、面積的な用地の確保が困難であり、仮に山林を候補地とすると開発に莫大な造成費がかかることはもとより、環境保全や農地への用水確保等の問題が懸念される。井原鉄道、主要道路の沿線部を中心に住宅等と農地との混在化が進んでおり、産業導入地区に適合する一定規模の連坦した土地の確保は困難である。

したがって、農用地区域以外の地域で産業導入地区に適した用地の確保は困難である。

(2)周辺の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障が生じないようにすること

中団地拡張地区は農用地区域の縁辺部に位置している。同地区は、北側に水田（約2.0ha）、南側には町道を介して既設工場、西側は既存中団地、東側は町道を介して水田（約3.1ha）に囲まれている。南と西は既設の工場、北も水田の北側を縦貫する町道を介して既設工場に囲まれていることから、将来にわたって農地の拡張性は低い。

また、中団地拡張地区と北側既設企業に挟まれる形で残される農用地区域は、東側で町道を介して農用地区域に接しており、集団性は保たれることから、営農上の影響は少ないものと考えられる。

加えて、上記1及び2(1)のとおり、本町においては農用地区域以外に用地を求められない状況であることから、本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができる。

これらの理由から、今後の農業基盤整備事業や農地の集積・集約化を含めて、農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれはない。

①高性能機械による営農への支障、農業生産基盤整備事業の実施や、農地中間管理事業等の農地の集積・集約化の推進への影響可能性

中団地拡張地区においては、GPS付きトラクターなどの先端技術を導入した高性能機械による営農が行われている。また、当該地区は農地中間管理事業等の農地の集積・集約化にも該当しているが、農地の縁辺部に属し全町の耕作面積に対する割合も僅少であることから、影響は少ない。

②農用地区域内における効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農用地の利用の集積への影響可能性

中団地拡張地区においては、農事組合法人中営農組合が営農を行っている。農地基本台帳によると令和4年1月時点で、当該組合の耕作面積約25haのうち中団地拡張地区での耕作面積は約4.6haと僅少のため、影響は少なく、当該組合の農用地の利用の集積に支障を及ぼすおそれはない。

③農用地区域内の土地の保全又は利用上必要な施設の用地が農用地等以外の用途に供されることによる影響

(a)ため池、排水路、土留工、防風林等の農用地区域内の土地の保全上必要な施設について、その毀損により、土砂の流出又は崩壊、洪水、湛水、飛砂、地盤沈下等の災害の発生可能性

中団地拡張地区内にため池、土留工、防風林等はない。排水路については、現在の機能を保持するよう再構築するため、影響は発生しない。

(b) 農業用用排水施設等の農用地区域内の土地の利用上必要な施設について、土砂等の流入による用排水停滞、汚濁水の流入など、周辺の土地改良施設の機能に支障が生じる場合

- (ア) 中団地拡張地区に企業が立地し、工場用水を取水する場合は、基本的には矢掛町上水道を使用する計画であり、農業用水を使用することはない。
- (イ) 立地企業から排水される水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、公共用水域又は下水道へ放流する。
- (ウ) 農業用用排水路については、本町建設課及び中水利組合と十分協議を行い、用排水の機能を維持するため、周辺土地改良施設の機能に支障を及ぼすことはない。
なお、中排水機及び中排水機場までの導水路について、本町建設課に確認したところ、中団地拡張後の機能に影響がないとのことであった。
- (エ) 地区内の農道の廃止による影響については、当該地区は農用地区域の縁辺部にあるため、農作業に支障が出ることはない。
- (オ) 中団地拡張地区には、農地中間管理権が存続している農用地が一部含まれているが、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 87 条の 3 第 1 項の規定により行う土地改良事業が伴う農用地ではない。また当該農地は面積が僅少のため、農地中間管理事業の取り組みへの影響は少ない。

(c) 産業導入地区で実施が予定されている、実施中である、又は完了した土地改良事業等の状況及び産業導入地区として位置付けることは非についての調整結果

中団地拡張地区には、「県営ほ場整備事業(平成 3~9 年度)」により区画整理が行われているが、すでに事業完了後 8 年以上を経過している。それ以外の面的及び線的整備に係る土地改良事業等は実施されていない。

(3) 面積規模が最小限であること

企業動向等を踏まえ、必要最小限の面積に留めている。

(4) 面的整備(区画整理、農用地の造成、埋立て又は干拓)を実施した農用地を含めないこと

前述の「県営ほ場整備事業(平成 3~9 年度)」については、事業完了後すでに 8 年以上が経過している。

加えて、上記 1 及び 2 (1) のとおり、本町においては農用地区域以外に用地を求められない状況であり、導入企業の隣接地で、用水、電力等の供給の条件など導入企業の求める立地条件に見合う本地区に産業的土地利用を集積することにより、他の農用地区域の蚕食を未然に防ぐことができる。

上記内容について、各団体と下記のとおり協議・調整を行い、内容について以下のとおり合意を得た。

・中水利組合	令和3年11月6日協議にて調整・合意
・農事組合法人中営農組合	令和3年11月6日協議にて調整・合意
・晴れの国岡山農業協同組合	令和4年1月12日協議にて調整・合意

(5) 農地中間管理機構関連事業の取組に支障が生じないようにすること

中団地拡張地区には、農地中間管理権が存続している農用地が含まれているが、一団の農地の縁辺部に位置しており、全町の耕作面積に対する割合も僅少であることから、集団化された農用地に対する影響は少ない。加えて矢掛町農業委員会、晴れの国岡山農業協同組合、岡山県井笠農業普及指導センター、農地中間管理機構等の関係団体と連携・情報共有し、新規就農者の受入れ体制や、集落営農の組織化、企業参入の促進など担い手確保に努め、農地中間管理事業の取組への支障を生じないようにする。

第6 導入される産業の用に供する施設の整備に関する事項

1 施設の整備等

(1) 産業基盤の整備

① 産業の立地・導入に必要な用地

- ・目標年次までに施設用地として確保すべき面積：47,239.60 m²
- ・調達の方法：令和4年度に矢掛町土地開発公社が買収する。
- ・用地を造成する場合の事業主体及び造成年次：令和5年度に矢掛町土地開発公社が実施する。

② 道路等の整備

中団地拡張地区は町道中里山田線(全線2車線道路)へ接道しており、地区内に新たな道路等の整備は必要ない。

③ その他

造成にあたっては、土壤汚染対策法第4条第1項の規定を遵守し、事前に土地の形質変更届出書を提出する。

緑地については、工場立地法の規定に則して工場緑化を促し、周辺地区の環境及び景観を保つものとする。

用水等については、前述のとおり、基本的には矢掛町上水道を使用し、農業用水を使用することはない。

立地企業から排水される水については、水質汚濁防止法による排水基準及び関連する条例等に定める基準を遵守し、必要に応じ立地企業が独自に排水処理施設等の整備を行ったうえで、公共用水域又は下水道へ放流する。

(2) 技術者の確保及び関連企業との交流連携等

① 技術者の確保・育成

人材確保に向けて、商工関係機関との連携を強化するとともに、笠岡公共職業安定所、学校や公共職業能力開発施設との連携を強める。

② 研究開発・技術開発の推進

研究開発・技術開発による地域活性化の推進に向け、商工関係機関との情報交換を密にし、経済産業省中国経済産業局や各大学等とも連携を図る。

2 定住等及び地域間交流の条件の整備

(1) 定住人口の確保に向けた住環境の整備

本町では、第2期矢掛町まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本目標の1つに「住宅・生活環境を充実させ、矢掛への移住者の増加を図る」を掲げ、今後の取組として、空き家の有効活用、移住・定住者への支援の充実等に取り組むとしている。併せて、別の基本目標として「結婚・出産・子育ての切れ目ない支援を行う」も掲げており、社会減や自然減対策を進めているとしている。今後もこれらの取組を推進し、定住人口の確保を図る。

(2) 地域間交流の条件の整備

中団地拡張地区における隣接地域との交流促進に向けては、産業導入地区における協議会等の設立などを検討するなどして、率先して地域間交流を図る。

(3) 生活基盤インフラの整備

あらゆる人が快適に利用できる道路環境を作り、まちの活性化を図るため、町民生活に密着した生活道路や、商工業者が利用しやすい産業導入地区を含む工業団地への連絡道路等の整備を進めるとともに、町内の国道及び県道を管理する県に対し、町内の渋滞箇所や通行上支障となり得る箇所等について改善されるよう、交差点の改良や道路の拡幅等を積極的に要請する。併せて、公共交通機関の利用促進に向けたPRを行うとともに、路線の維持・拡充を進めるため、公共交通事業者に対する支援を行う。また、橋梁についても、5年に1回の点検を行うとともに、長寿命化計画を立て、調査・修繕・架替を進める。

また、災害から町民の生命・財産を守るために、県と連携し、一級河川小田川の改修を進めるとともに、砂防関係施設等を整備するほか、老朽化した水道施設や下水道施設、ため池の機能強化・整備等にも努める。

第7 労働力の需給の調整及び農業従事者の産業への就業の円滑化に関する事項

1 労働力の需給の調整

- (1) 矢掛町農業委員会、晴れの国岡山農業協同組合との協力体制を確立し、農地の流動化、農業の近代化に伴う省力化により、就業が期待できる65才未満の離農希望者等を把握し、関係機関の協力を得て、職業相談・職業能力開発講座等の各種支援制度の充実と活用に努めるものとする。特に高年齢者の就業については笠岡公共職業安定所、社会福祉法人矢掛町社会福祉協議会（矢掛町シルバー人材センター）と連絡を密にし、雇用情報等の提供を行う。
- (2) 優良企業の誘致を契機とし、希望者の把握に始まるUターンの促進、Iターン者の定住促進、新卒者の町内就業・地元定着の促進を図る。このために、笠岡公共職業安定所と連絡を密にし、学校や公共職業能力開発施設に対するPRのほか、導入企業の意向に沿って協力する。
- (3) 男女雇用機会均等法の趣旨を踏まえ、女性の就業を援助するため、就業相談会の開催や企業への啓発活動を行う。

2 農業従事者の産業への就業円滑化対策

- (1) 農業従事者がその希望及び能力に応じて就業できるよう、町と笠岡公共職業安定所、おかやま就職応援センター等と密接に連携し、職業相談を行う。
- (2) 公益財団法人岡山県産業振興財団に設置された岡山県プロフェッショナル人材戦略拠点との連携、経済産業省中国経済産業局が中国5県で推し進める「高度専門中核人材シニアマッチングプロジェクト」、「女性・中核人材マッチングプロジェクト」による取組等を活用することで、農業従事者の産業への就業の円滑化を図る。

第8 産業の導入と相まって農業構造の改善を促進するために必要な農業生産の基盤の整備及び開発その他の事業に関する事項

1 農業生産基盤及び農業施設の整備

産業の導入と相まって農業構造の改善に関する目標を達成するため、次により事業を実施する。

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積 (ha)	事業費 (百万円)	事業年度 (予定)
中山間地域総合整備事業 矢掛地区 日置谷工区	農道整備	岡山県	3.6	0.6	～R4
中山間地域総合整備事業 矢掛地区 上高末工区	区画整理	岡山県	16.2	65.5	～R5
中山間地域総合整備事業 矢掛地区 毎戸工区	区画整理	岡山県	1.5	0.8	～R4
中山間地域総合整備事業 矢掛地区 内田工区	区画整理	岡山県	7.0	1.1	～R4

2 担い手の育成・確保

本町における農業生産の基盤の整備に向けて、効率的かつ安定的な農業経営を育成するために、生産方式の高度化や経営管理の複雑化に対応した高い技術を有した人材の育成に取り組むとともに、「水車の里フルーツトピア」において高い技術を有した人の技術の伝承を図る。このため、人材育成方針を定めるとともに、意欲と能力のある者が幅広くかつ円滑に農業に参入し得るように相談機能の一層の充実、先進的な法人経営等での実践的研修、担い手としての女性の能力を十分に發揮させるための研修等を通じて経営を担う人材の育成を積極的に推進する。

また、農業従事者の安定的確保を図るため、他産業に比べて遅れている労働環境の改善に取り組むこととし、休日制、ヘルパー制度の導入や、高齢者、非農家等の労働力の活用システムを整備する。

第9 その他必要な事項

1 企業の撤退時のルール等について

(1)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の跡地の迅速な有効活用について

将来においてやむを得ず撤退があった場合には、産業導入地区の土地利用計画に反するとのないよう、町と立地企業が連携し、本計画に即した新たな企業の誘致を図る。分譲契約には、速やかな事業計画の達成について条項を設け、万一契約の達成が困難な場合には、速やかに町と協議を行うものとする。

(2)企業がやむを得ず撤退することとなった場合の実施計画の変更等について

立地予定企業とは現段階において立地に際しての合意は得ているが、将来企業がやむを得ず撤退することとなった場合には、町と立地企業が連携し、跡地の有効活用の方策について検討した上で、必要に応じて実施計画の変更等を行う。

2 実施計画のフォローアップについて

(1)実施する項目について

フォローアップに際しては、土地利用の調整の状況、導入産業の業種及び規模等の概況、農業従事者の就業の状況、農業構造の改善の状況、遊休地の解消状況等を踏まえた実施計画の記載事項に係る達成の見通し、そのような見通しとなっている理由及び対応策のほか、企業撤退時のルールづくり、体制等についても確認を行う。

遊休地が発生する等の産業導入の促進が適切に進展していない場合、農業従事者の就業の目標若しくは農業構造の改善に関する目標の達成が見込まれないと認められる場合等においては、その理由又は対応策等について検討を行い、検討結果を制度運営の改善等に活用するとともに、必要と認められるときは速やかに実施計画の見直しを行う。

(2) 実施する項目の目標達成のための具体的な体制、方策について

実施計画の策定又は変更を行った翌年度から、年度末時点の状況について、計画期間が満了するまで毎年フォローアップを行う。また、産業導入地区内に遊休地がある場合は、当該遊休地が解消するまでフォローアップを行う。なお、具体的なフォローアップする項目については以下に記載する。

①土地利用の調整の状況

矢掛町土地開発公社との密な情報交換を行う。

②導入産業の業種及び規模等の概況

立地企業との密な情報交換を行う。

③農業従事者の就業の状況

立地企業への聞き取り調査。

④農業構造の改善の状況

農業関係団体への聞き取り調査を行う。

⑤遊休地の解消状況

矢掛町土地開発公社への聞き取り調査を行う。

(3) 達成できなかった場合の処理方針について

実施計画の策定後、目標年次を大幅に過ぎる等の実態と乖離した実施計画が長期に亘って放置されることのないよう、目標年次の年度末等の時点において、実施計画の妥当性について検討する。また、良好な立地条件、産業基盤、企業誘致活動等の産業の導入の基本となる諸条件が整う見込みが立たない場合は、速やかに当該実施計画の廃止の手続を行う。

また、実施計画に位置付けられた産業の施設が立地していた産業導入地区内の用地に、その後別の産業の施設が立地する場合、事前に実施計画の変更について検討する。この場合において、実施計画における農業従事者の就業又は農地保有の合理化に係る目標の達成状況を検証し、新たな産業を導入産業と位置付けることにより目標達成が可能と判断される場合には、実施計画を変更して当該産業を位置付ける。一方、そのような方法による目標達成が困難と判断される場合には、産業導入地区の区域を縮小又は廃止するとともに、実施計画における目標の見直しを行う。

3 その他

(1)本計画は「岡山県農村地域への産業の導入の促進等に関する基本計画(平成30年6月策定)」に即して実施する。

(2)本計画の実現に向けて、農業の構造改善、経営改善支援対策を進めるとともに、関係機関と連携を図りながら産業の導入の促進に努める。

(3)実施計画の策定にあたっては、下記のとおり、関係団体へ個別の説明と意見聴取を行った。

令和3年11月6日 中水利組合への事業説明と意見聴取

令和3年11月6日 農事組合法人中営農組合への事業説明と意見聴取

令和4年1月12日 晴れの国おかやま農業組合への事業説明と意見聴取

令和4年1月12日 備中西商工会の事業説明と意見聴取

なお、各説明会では事業への反対意見はなく、下記の点に留意してもらいたいとの意見があった。

- ① 農業者の新たな働き口の確保
- ② 農地集約化の推進
- ③ 導入企業と既存産業の連携強化への働きかけ

(4)地権者に対しては個別に事業説明と意見聴取を行い、合意を得ている。

(5)産業導入地区の土地所有者で代替地を希望する権利者については、矢掛町農業委員会の協力のもとで、極力あっせんに配慮する。また、土地提供者については、希望や能力等に応じて立地企業への安定就職が図られるよう要請する。

別紙－1 産業導入地区の所在、地番、面積等

【東三成団地】

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m ²)	備考
				公簿	現況		
矢掛町	東三成	田ノ下	802 - 1	宅地	宅地	25.00	
"	"	"	805 - 1	宅地	宅地	10,979.00	
"	"	"	805 - 3	宅地	宅地	332.00	
"	"	"	805 - 4	宅地	宅地	496.00	
"	"	"	805 - 5	宅地	宅地	83.00	
"	"	折坂	818 - 1	宅地	宅地	1,668.00	
"	"	"	842 - 1	原野	原野	59.00	
"	"	"	846 - 1	宅地	宅地	967.00	
"	"	市場	1132 - 1	宅地	宅地	331.00	
"	"	"	1132 - 2	宅地	宅地	657.00	
"	"	"	1133 - 1	宅地	宅地	906.00	
"	"	"	1134	宅地	宅地	593.00	
"	"	"	1135	宅地	宅地	285.00	
"	"	"	1136	宅地	宅地	996.00	
"	"	"	1137	宅地	宅地	263.00	
"	"	"	1139 - 1	宅地	宅地	1,190.00	
"	"	"	1140 - 1	宅地	宅地	292.00	
"	"	"	1140 - 2	宅地	宅地	531.00	
"	"	"	1140 - 7	宅地	宅地	193.00	
(19 筆)						20, 846.00	
					宅地	20, 787.00	
					用悪水路	59.00	
					合計	20, 846.00	

【東三成第2団地】

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m ²)	備考
				公簿	現況		
矢掛町	東三成	西谷	1550 - 1	宅地	宅地	11,699.80	
"	"	"	1551 - 1	雑種地	雑種地	838.00	
"	"	"	1560 - 1	宅地	宅地	11,682.20	
"	"	窪田	1630 - 1	宅地	宅地	17,653.93	
"	"	沖ノ後	1870 - 1	宅地	宅地	18,123.14	
(5 筆)						59,997.07	
					宅地	59,159.07	
					雑種地	838.00	
					合計	59,997.07	

【中団地】

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m ²)	備考
				公簿	現況		
矢掛町	中	立溝	141 - 2	宅地	宅地	59.32	
"	"	"	143 - 1	宅地	宅地	4,352.93	
"	"	"	712 - 1	宅地	宅地	11,870.02	
"	"	"	715 - 3	宅地	宅地	5,778.26	
"	"	"	715 - 7	宅地	宅地	116.65	
"	"	"	715 - 14	宅地	宅地	8.78	
"	"	"	730 - 3	宅地	宅地	5,254.78	
"	"	"	808	宅地	宅地	18,968.57	
"	"	"	809 - 7	宅地	宅地	3,786.52	
"	"	トイノロ	715 - 10	宅地	宅地	539.79	
"	"	"	715 - 15	宅地	宅地	1.32	
"	"	梅木	578	田	田	4,885.00	
"	"	"	579	田	田	1,599.00	
"	"	"	580	田	田	2,922.00	
"	"	"	581	田	田	1,494.00	
"	"	"	601	田	田	1,294.00	
"	"	"	602	田	田	3,885.00	
"	"	"	603	田	田	1,126.00	
"	"	"	604	田	田	2,141.00	
"	"	"	605	田	田	4,789.00	
"	"	"	694	田	田	1,039.00	
"	"	"	697	田	田	1,270.00	
"	"	"	700	田	田	2,742.00	
"	"	"	701 - 1	田	田	1,205.00	
"	"	"	701 - 2	田	田	595.00	
"	"	"	703	田	田	1,873.00	
"	"	"	704	田	田	3,197.00	
"	"	"	705	田	田	2,583.00	
"	"	"	706	田	田	1,571.00	
"	"	"	707	田	田	2,974.00	
"	"	"	708	田	田	2,339.00	
"	"		水路 4筆	水路	水路	2,083.11	
(35 筆)						98,343.05	
						田	45,523.00
						宅地	50,736.94
						水路	2,083.11
						合計	98,343.05

【本堀団地】

市町村	大字	字	地番	地目		面積(m ²)	備考
				公簿	現況		
矢掛町	本堀	日置	626 - 8	宅地	宅地	9,771.63	
"	"	"	626 - 12	雑種地	雑種地	2,047.00	
"	"	室	641	宅地	宅地	4,668.68	
"	"	仮屋	642 - 2	宅地	宅地	4,806.08	
"	"	"	642 - 10	雑種地	雑種地	3,919.00	
"	"	"	642 - 11	原野	原野	243.00	
"	"	"	642 - 13	原野	原野	10.00	
"	"	"	647 - 4	原野	原野	46.00	
"	"	"	647 - 5	原野	原野	64.00	
"	"	"	652 - 3	原野	原野	377.00	
"	小田	室	1355 - 1	宅地	宅地	817.76	
"	"	"	1355 - 27	雑種地	雑種地	2,995.00	
(12 筆)						29,765.15	
						宅地	20,064.15
						雑種地	8,961.00
						原野	740.00
						合計	29,765.15

別紙－2 農業生産基盤の整備開発に係る各種事業の実施状況

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積(ha)	事業費(千円)	事業年度※予定を含む	対図番号
土地改良総合整備事業	区画整理	美山川 土地改良区	上小林 26.9	238,000	S57～S62	①
県営ほ場整備事業	〃	岡山県	東三成 78.6	685,000	S57～S62	②
農総モデル事業	〃	矢掛町	小林下 4.6	50,880	S59～S63	③
〃	〃	八反田	4.5	31,220	S61～S62	④
小規模ほ場整備事業	〃	〃	小林下 3.7	30,200	S61～S63	③
〃	〃	車谷	4.1	47,300	S63～H2	⑤
土地改良総合整備事業	〃	〃	宇角谷 21.9	246,900	H元～H6	⑥
県営ほ場整備事業	〃	岡山県	横谷 70.0	1,055,200	H2～H10	⑦
〃	〃	〃	中 39.5	692,000	H3～H9	⑧
〃	〃	〃	里山田 36.3	929,000	H9～H16	⑨
〃	〃	〃	南山田 43.1	825,000	H10～H18	⑩
広域営農団地農道整備事業	農道整備	〃	全町 683.0	3,306,131	S49～H元	⑪
農道整備事業	〃	矢掛町	山裾 40.0	140,500	S61～S63	⑫
	農道橋梁	〃	小林 41.0	78,400	S59～S60	⑬
	農道整備	〃	日置 21.0	45,500	S62～H元	⑭
	〃	〃	上小林 31.0	53,500	S63～H2	⑮
	〃	〃	下小林 10.0	20,200	S63～H元	⑯
老朽ため池整備事業	ため池 整備	〃	江本池 18.1	66,200	S58～S62	⑰
	〃	〃	蓑手池 7.0	45,500	S62～H元	⑱
	〃	〃	長迫池 16.0	46,000	〃	⑲
	〃	〃	日妻下池 26.0	67,000	S60～S63	⑳
	〃	〃	毎戸下池 21.0	95,200	S62～H元	㉑
	〃	〃	王谷池 7.0	51,600	S63～H2	㉒
	〃	〃	大日池 35.0	90,000	S57～S62	㉓
県営防災ダム事業	〃	岡山県	塵無池 14.7	320,000	H19～H23	㉔
湛水防除事業	湛水防除	〃	東三成 36.8	291,700	S53～S57	㉕
	〃	〃	横谷 43.5	240,000	H元～H4	㉖
基幹水利施設ストック マネジメント事業	〃	〃	東三成 42.0	100,000	H20～H22	㉗
小規模土地基盤整備事業	畑地かんがい施設 整備	矢掛町	車谷 4.1	56,000	H元	㉘
農業近代化施設整備事業	農機具・格納庫	〃	車谷 4.1	5,200	〃	㉙
小規模土地改良事業	集落環境整備事業	地力増進施設	〃	6,800	〃	㉚
	かんがい排水	〃	中畦 2.0	15,820	S61	㉛
	〃	〃	下谷 1.5	5,600	〃	㉜
	農道整備	〃	下鳥越 3.0	10,900	S60	㉝
	〃	〃	田淵 4.0	2,450	S61	㉞
	〃	〃	岡谷 2.5	4,230	〃	㉟
	〃	〃	久谷 2.0	39,140	H元	㉟
小規模林道	自動車道開設	〃	三ヶ原 22.0	20,000	S62	㉟
多目的集会施設設置事業	多目的集会施設	集会所整備組合	馬場 139戸	18,100	S60	㉟
簡易給水施設整備事業	給水施設	矢掛町	寺原 9戸	23,830	S63	㉟
小規模土地改良事業	農道整備	〃	山ノ上 2.0	1,200	S62	㉟
小動物等養繁殖施設整備	ホタル養殖施設	〃	宇内 5,200	〃	㉟	㉟
多目的集会施設整備	集会施設	〃	行部 8,300	〃	㉟	㉟
ふれあい農園等管理施設 整備事業	管理直売施設	〃	車谷 20,000	S57～S62	㉘	㉘
駐車場整備	〃	〃	5,000	S57～S62	㉘	㉘
緑地等利用施設整備事業	生産物直売施設	〃	東三成 8,000	S57～S62	㉘	㉘
	広場等整備	〃	車谷 20,000	S57～S62	㉘	㉘
	民芸関係施設	〃	〃 131,136	S57～S62	㉘	㉘
	水路整備	岡山県	原上 4.3	2,955	H29～H30	㉟
中山間地域総合整備事業	〃	〃	平矢下 1.1	3,815	H29～R2	㉟
	〃	〃	東谷 5.7	1,830	H29～R2	㉟
	農道整備	〃	日置谷 3.6	81,080	H27～R4	㉟
	〃	〃	橋本 2.1	19,372	H27～R1	㉟
	区画整理	〃	上高末 16.2	280,889	H27～R5	㉟
	〃	〃	西三成 7.8	151,387	H27～R2	㉟
	〃	〃	毎戸 1.5	64,742	H28～R4	㉟
	〃	〃	内田 7.5	125,370	H27～R4	㉟
	〃	〃	江良 5.6	144,394	H27～R3	㉟

事業の種類	事業の概要	事業主体	受益面積(ha)	事業費(千円)	事業年度※予定を含む	対図番号
	〃	〃	原	5.6	162,992	H27～R3
農用地利用増進事業	利用権設定促進	矢掛町農業員会		167.4	1,200	H5
土地利用型農業経営規模拡大推進事業	農地流動化助成金交付	〃	477件	9,500	S54～H5	
構造政策推進活動	地域農業集団育成	〃	12集団	21,275	H元～H5	
強い農業づくり交付金	生産物直売施設	JA倉敷かさや	全町	88,300	H20	

別紙－3 主な立地企業の概要

No.	企業名	所在地	従業者数	業種(小分類)
1	タカヤ(株)	東三成 805-1	650	281 電子デバイス製造業
2	株富士ベークライト	小田 6500	515	289 その他の電子部品・デバイス・電子回路製造業
3	丸五ゴム工業株	東川面 417	410	193 ゴムベルト・ゴムホース・工業用ゴム製品製造業
4	カモ井加工紙株	中 808	234	149 その他のパルプ・紙・紙加工品製造業
5	名水美人ファクトリー(株)	中 205 ほか	178	099 その他の食料品製造業
6	立花容器株	浅海 385-1	125	189 その他のプラスチック製品製造業
7	株岡山中尾フィルター	西川面 433	120	115 繩・網・レース・繊維粗製品製造業
8	株アステア矢掛	上高末 180-1	93	245 金属素形材製品製造業
9	株平野鐵工所	本堀 626-1	78	073 鉄骨・鉄筋工事業
10	中国大王製紙パッケージ(株)	本堀 641	71	145 紙製容器製造業
11	株北原工業	東三成 1870-1 ほか	68	189 その他のプラスチック製品製造業
12	株戸田レーシング	中 640-1	49	311 自動車・同附属品製造業
13	クラシキ機工株	中 141-1	41	225 鉄素形材製造業
14	三協フロンテア株	東三成 1550-1	18	471 倉庫業(冷蔵倉庫業を除く)
15	株日本陸送	東三成 1560-1	14	441 一般貨物自動車運送業

※町内に事業所を置く企業のうち、従業員数上位の15社を選定したもの。

別紙－4 立地条件表

【東三成団地】

立地条件表					令和3年10月調査
産業導入地区の名称		東三成団地			
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名) 岡山県土地開発公社 (主たる土地所有者名) 導入企業
売却可能面積	なし				
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	
売却(予定)価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	
地盤・地質	(1) 地質 種	第1種 砂礫	(2) 地耐力(N値)	50	
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ	5m			
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)				
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 利用可能年月 價格 年 月 円/m ³ (A) 使用可能量(余裕水量) m ³ /日				
	(3) 地下水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (B) 取水可能量(安全揚水量) m ³ /日				
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水 質 (成分及び ppm) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 (水源名) m ³ /日				
	(5) 淡水取水可能量 ((A) + (B) + (C) 合計水量) (D) 淡水取水可能量 m ³ /日				
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 利用可能年月日 價格 矢掛町上水道 平成2年4月 170 円/m ³ 使用可能量(余裕水利用) 200m ³ /日				
	(7) 排水条件 種別 D種 排水先 水域名 高梁川水系小田川				

輸送条件	(1) 主要道路への距離 最寄国道 486 号まで		隣接
	高速道路 山陽自動車道 玉島 IC まで		10,000m
	(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) 新幹線駅 山陽新幹線 新倉敷駅		11,000m
	通勤駅 井原鉄道井原線 三谷駅		300m
	専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可 1	否 ②
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (港名) 水島港		(水深) 19,000m 10m
	(4) 最寄空港への距離 (港名) 岡山空港		34,000m
	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧		6,000V
電力条件	(2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。 1 変電所名 矢掛変電所 (40,000kVA)		
	② 引込可能高圧線		300m (6KVA)
	(1) 主要都市への距離 (1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)		
	(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	倉敷市	18 km
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)		13,936 人
	(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) (通勤圏に入る市町村数 6 : 倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 浅口市, 矢掛町) ※令和 3 年 1 月 1 日現在		685,484 人
その他	特記事項なし		

【東三成第2団地】

立地条件表					令和3年10月調査
産業導入地区の名称		東三成第2団地			
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名) 矢掛町土地開発公社 (主たる土地所有者名)
売却可能面積	なし				導入企業
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	
売却(予定)価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	
地盤・地質	(1) 地質 第1種 砂礫				(2) 地耐力(N値) 50
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ 18.3m				
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)				可 否 1 ②
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 [] 利用可能年月 [] 價格 [] 円/m ³ (A) 使用可能量(余裕水量) [] m ³ /日				
	(3) 地下水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm) []				
	(B) 取水可能量(安全揚水量) [] m ³ /日				
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm) [] (水源名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 [] m ³ /日				
	(5) 淡水取水可能量 ((A)+(B)+(C)合計水量) (D) 淡水取水可能量 [] m ³ /日				
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 矢掛町上水道 利用可能年月日 平成2年4月 價格 170円/m ³ 使用可能量(余裕水利用) 200m ³ /日				
	(7) 排水条件 種別 D種 排水先 水域名 高梁川水系小田川				

輸送条件	(1) 主要道路への距離 最寄国道 486 号まで		隣接
	高速道路 山陽自動車道 玉島 IC まで		10,000m
	(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名) 新幹線駅 山陽新幹線 新倉敷駅		11,000m
	通勤駅 井原鉄道井原線 三谷駅		500m
	専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可 1	否 ②
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (港名) 水島港		(水深) 19,000m 10m
	(4) 最寄空港への距離 (港名) 岡山空港		35,000m
	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧		6,000V
電力条件	(2) 変電所等への距離 (変電所名) 産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。 1 変電所名 矢掛変電所 (40,000kVA)		
	② 引込可能高圧線		300m (6KVA)
	(1) 主要都市への距離 (1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)		
	(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	倉敷市	20 km
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)		13,936 人
	(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) (通勤圏に入る市町村数 6 : 倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 浅口市, 矢掛町) ※令和 3 年 1 月 1 日現在		685,484 人
その他	特記事項なし		

【中団地】

立地条件表					令和3年10月調査
産業導入地区の名称		中団地			
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	④非造成	(造成実施主体名)
売却可能面積	なし			45,523 m ²	矢掛町土地開発公社
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	(主たる土地所有者名)
売却(予定)価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	導入企業 地権者 18名
地盤・地質	(1) 地質 第1種 砂礫				(2) 地耐力(N値) 50
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ 8.0m				
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず 利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)				可 否 1 ②
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名				利用可能年月 年 月 價格 円/m ³
					(A) 使用可能量(余裕水量) m ³ /日
	(3) 地下水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm)				(B) 取水可能量(安全揚水量) m ³ /日
					(C) 既得水利権を控除した取水可能量 m ³ /日
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm)				(水源名)
					(D) 淡水取水可能量 m ³ /日
	(5) 淡水取水可能量 ((A)+(B)+(C)合計水量)				
					(E) 上水道が利用できる場合(計画を含む)
					上水道事業名 利用可能年月日 年 月 價格 円/m ³ 使用可能量(余裕水利用) 矢掛町上水道 平成2年4月 170 円/m ³ 200m ³ /日
	(7) 排水条件 種別 D種				
	排水先 水域名 高梁川水系小田川支流道々川				

輸送条件	(1) 主要道路への距離	最寄国道 486号まで	2,000m
	高速道路 山陽自動車道 鴨方 ICまで		8,600m
	(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名)		
	新幹線駅 山陽新幹線 新倉敷駅		11,000m
	通勤駅 井原鉄道井原線 三谷駅		2,600m
	専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可 1	否 ②
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)		
	(港名) 水島港	19,000m	10m
	(4) 最寄空港への距離 (港名)	36,000m	
	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧		6,000V
電力条件	(2) 変電所等への距離 (変電所名)		
	産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。		
	1 変電所名 矢掛変電所		(40,000KVA)
	② 引込可能高圧線 300m		(6KVA)
都市機能	主要都市への距離		
	(1) 最寄人口 5万都市 (都市名)		
	(2) 最寄人口 20万都市 (都市名)	倉敷市	20 km
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)		13,936人
	(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) (通勤圏に入る市町村数 6: 倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 浅口市, 矢掛町) ※令和3年1月1日現在		685,484人
その他	特記事項なし		

【本堀団地】

立地条件表					令和3年10月調査
産業導入地区の名称		本堀団地			
造成区分	①造成済	2 造成中	3 計画有	4 非造成	(造成実施主体名) 矢掛町土地開発公社 (主たる土地所有者名)
売却可能面積	なし				導入企業
分譲可能年月	年 月	年 月	年 月	年 月	
売却(予定)価格	円/m ²	円/m ²	円/m ²	円/m ²	
地盤・地質	(1) 地質 第1種 砂礫				(2) 地耐力(N値) 60
	(3) 杭打可能な地盤までの深さ 10m				
用水・排水条件	(1) 海水利用の可否(内陸・臨海の別にかかわらず利用の可否を判断する) (該当する項目を○で囲む)				可 否 1 ②
	(2) 工業用水道が使用できる場合 工業用水道事業名 [] 利用可能年月 [] 價格 [] 円/m ³ (A) 使用可能量(余裕水量) [] m ³ /日				
	(3) 地下水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm) []				
	(B) 取水可能量(安全揚水量) [] m ³ /日				
	(4) 表流水、伏流水、湖沼水が利用できる場合 水質 (成分及び ppm) [] (水源名) (C) 既得水利権を控除した取水可能量 [] m ³ /日				
	(5) 淡水取水可能量 ((A)+(B)+(C)合計水量) (D) 淡水取水可能量 [] m ³ /日				
	(6) 上水道が利用できる場合(計画を含む) 上水道事業名 矢掛町上水道 利用可能年月日 昭和 60 年 價格 170 円/m ³ 使用可能量(余裕水利用) 200m ³ /日				
	(7) 排水条件 種別 D種 排水先 水域名 高梁川水系小田川				

輸送条件	(1) 主要道路への距離	最寄国道 486 号まで	1,900m
	高速道路 山陽自動車道 笠岡 IC まで		12,000m
	(2) 最寄鉄道駅への距離 (鉄道名・線名) (駅名)		
	新幹線駅 山陽新幹線 新倉敷駅		18,000m
	通勤駅 井原鉄道井原線 小田駅		1,900m
	専用引込線敷設の可否(専用引込線) (該当する番号を○で囲む)	可 1	否 ②
	(3) 最寄港湾への距離 最寄港湾埠頭(公共埠頭) (水深)		
	(港名) 福山港	28,000m	10m
	(4) 最寄空港への距離 (港名)	41,000m	
	(1) 産業導入地区に最も近い変電所又は引込可能高圧線の電圧		6,000V
電力条件	(2) 変電所等への距離 (変電所名)		
	産業導入地区からの距離がいずれか近い方の番号に○印を付ける。		
	1 変電所名 矢掛変電所		(40,000KVA)
	② 引込可能高圧線 300m		(6KVA)
都市機能	主要都市への距離		
	(1) 最寄人口 5 万都市 (都市名)		
	(2) 最寄人口 20 万都市 (都市名)	倉敷市	26 km
人口 地域指定	(1) 産業導入地区所在地市町村人口 (市町村人口)		13,936 人
	(2) 産業導入地区所在地域の人口(関係市町村合計人口) (通勤圏に入る市町村数 6 : 倉敷市, 笠岡市, 井原市, 総社市, 浅口市, 矢掛町)		685,484 人
その他	※令和 3 年 1 月 1 日現在 特記事項なし		